

## 高知大学名誉教授の称号授与規則

平成16年4月1日

規則第48号

最終改正 平成22年3月31日規則第117号

(趣旨)

第1条 学校教育法第106条の規定に基づき、高知大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与は、この規則の定めるところにより行う。

(対象者)

第2条 名誉教授の称号は、高知大学（以下「本学」という。）に学長又は教授として勤務した者を選考の上授与する。

2 前項に定める者のほか、本学の客員教授等として勤務した者のうち、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者に対し、選考の上授与することができる。

(選考の基準)

第3条 前条第1項に規定する者における名誉教授の称号授与の選考は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 学長として4年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績があった者
- (2) 教授であった者で、理事として4年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績があった者
- (3) 教授として15年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者
- (4) 前3号の年数に達しないが、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者

(勤務年数の通算)

第4条 本学の准教授及び専任講師としての勤務年数については、その3分の2を本学の教授としての勤務年数に通算することができる。

2 本学の理事としての勤務年数については、本学の教授としての勤務年数に通算することができる。

3 他の大学の学長、副学長又は教員としての勤務年数を考慮する場合は、学長、副学長及び教授にあつてはそれぞれその勤続年数を、准教授及び専任講師にあつては第1項の規定に準じてその勤務年数を、本学の教授としての勤務年数に通算することができる。

4 前項の規定は、本学に教授として10年以上勤務した者に適用する。この場合において、教授としての勤務年数には、第1項の規定により教授としての勤務年数に通算することができる年数を含むものとする。

(選考手続)

第5条 名誉教授の称号授与については、学長又は理事であった者は学長の発議により、教育研究部の教授であった者は、所属学系教授会が行う推薦に基づき、教育研究評議会の選考を経るものとする。

2 第2条第2項に規定する者については、学長の発議により、教育研究評議会の選考を経るものとする。

(称号記の交付)

第6条 名誉教授の称号を授与するときは、別記様式による称号記を交付する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日に高知大学の教員であった者（常勤の講師以上に限る。）の当該在職期間については、それぞれの職名に係る本学教員の勤務年数とみなす。

3 統合前の高知大学又は高知医科大学から名誉教授の称号を授与された者に対する事務取扱いについては、この規則により名誉教授の称号を授与された者と同様に取り扱うものとする。

附 則（平成19年3月12日規則第101号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日以前の助教授の勤続年数は、第4条に規定する准教授の勤続年数とみなす。

附 則（平成22年3月31日規則第117号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年4月1日付けの称号の授与は、改正後のこの規則の規定にかかわらず、改正前の高知大学名誉教授の称号授与規則により行う。

別記様式（第6条関係）

第 号

氏 名

学校教育法第百六条の規定により高知大学名  
誉教授の称号を授与する

年 月 日

高知大学

注（縦書き）